

2022年.4月

桜ヶ丘小学校 保護者様

可児市立桜ヶ丘小学校

## 気象警報時における休業及び登下校等について

可児市内の小中学校・市教育委員会は、子どもの安全確保や可児市地域の実情に適応するよう、気象警報時への対応の仕方を以下のように定めました。よく目を通していただき、お子様の登下校について十分ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

### ☆ 児童の登校前に、特別・暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報が発表された場合

- 1 上記の各警報発表中は、登校しないで家庭で待機する。
- 2 始業時刻の2時間前（本校の場合は午前6時10分）までに、警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- 3 始業時刻の2時間前（本校では午前6時10分）から午前11時までに警報が解除された場合は、解除時刻から2時間後に授業を始める。
- 4 午前11時を過ぎてから解除された場合は、休業とする。

### ☆ 児童が登校してから、警報が発令された場合

- 1 警報発表中は学校待機を原則とする。
- 2 警報発表後に帰宅する場合には、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、通学路等の安全を確認後に帰宅する。場合によっては、保護者による「引き渡し」を実施する。

※上記の他、災害や気象状況に応じて、警報が発表されていなくても休業や早めの分団下校等の対応をとる場合があります。その際には、「すぐメール」とプリントでお知らせします。

\*学校給食については、始業開始時刻によって平常通りの給食になる場合と、パンまたは米飯・牛乳に、簡単な添加品による給食になる場合があります。

### <お願い>

- 1 留守家庭の場合等、お子様が急に帰宅しても困ることのないよう、常に対応の仕方について話し合っておいてください。
- 2 特に、防災無線・ラジオ・テレビ等の情報に注意してください。
- 3 緊急、やむを得ない場合を除き電話でのお問い合わせはご遠慮ください。（市や教育委員会との連絡を取りあうためにご協力下さい。）
- 4 警報発表時以外でも、特別の状況発生の場合には、市教育委員会や校長の判断により、左記のような措置をとることがあります。
- 5 局地的な大雨や雷、台風通過後の強風等で、登校が危険であると思われるような時には、各家庭で判断して、登校を遅らせてもかまいません。なお、この場合には、始業に遅れても「遅刻」扱いにはなりません。

(注) 多治見市とは対処の方法が違います。可児市の広報であることをしっかりと確認してください。

(注) 警報解除後の登校については、分団登校を原則とします。警報解除後の集合・出発時刻については、平常時から分団ごとに打ち合わせをしておいてください。

(注) 可児市防災無線では、警報解除の通報はなされますが、その後の措置については指示されないことがありますので、前述の要項に従って判断・行動してください。

※可児市の気象、災害状況につきましてはFMらら（76.8MHz）で流れます。